

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：高知市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	大正14年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*		職員数*（H19. 4. 1現在）	183人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	82円（平成18年度）	公営企業債現在高（百万円）	27,862（平成18年度）
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	1,040（平成18年度）
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.602（平成18年度）
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	20.2（平成19年度）
		経常収支比率*（%）	95.3（平成18年度）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔旧法による合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：高知市、鏡村、土佐山村〕法非適の3簡水を合併統合 〔新法による合併期日：平成20年1月1日 合併前市町村：高知市、春野町〕法適の1上水を合併統合（予定） （告示日：平成19年4月16日）

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 に \checkmark を付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る高知市水道局経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	高知市水道事業管理者 木藤 善治
既存計画との関係	集中改革プラン(H17～H21)、高知市行政改革第2次実施計画(H19～H21)、高知市水道事業基本計画2007(H19～H28)
公表の方法等	市議会への報告（平成19年12月補正予定）、広報紙（広報すいどう）・ホームページ（高知市水道局）による住民への公表
基本方針	1 事務事業の見直し 2 民間委託の推進 3 定員管理の適正化 4 給与の適正化 5 起債残高の抑制

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	1,223	1,958	3,181
	補償金免除額	—	261	303	565
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	—	—	—	—
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	—	255	907	1,161

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	628,669	1,222,936	1,958,632	3,810,237
合 計 (A)		628,669	1,222,936	1,958,632	3,810,237
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		628,669	1,222,936	1,958,632	3,810,237

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	491,093	239,671	906,098	1,636,862
合 計 (A)		491,093	239,671	906,098	1,636,862
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		491,093	239,671	906,098	1,636,862

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>平成15年度以降、有収水量の減に伴い料金収入の減少傾向が毎年度続いている。一方で定員の削減により職員給与費は減少し、また支払利息についても減少しており、結果として収益的収支の純利益は黒字を計上できている。また、平成18年度末での補てん財源残高は約22億円、起債残高は約279億円となっている。</p> <p>拡張の時期を終え維持管理の時期を迎えており、老朽化による各種施設の更新事業が主体となっている。また、南海地震にむけての各種安全対策事業にも取り組んでおり、今後送水幹線の二重化事業をすすめていく予定。</p> <p>また、簡易水道事業については上水道と同じ会計（企業会計）で行っている。</p>												
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 618 632 819"> 課 題 ① 今後30年以内に50%以上の確率で発生すると言われている南海地震対策（施設・管路の耐震化、送水幹線の二重化等）や老朽化による施設更新が必要な時期を迎えており、これらの事業の実施に多額の経費が必要とされる。限られた財源のなか、本年9月に策定した『高知市水道事業基本計画2007』（平成19～28年度）に沿って、優先順位をつけながら計画的に事業を推進していく。 </td> <td data-bbox="635 618 1458 819"> 南海地震対策・施設の老朽化による更新 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 824 632 999"> 課 題 ② 水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、適宜、事務事業の見直しを行いながら経営及び運営の効率化を図っていく必要がある。これまで、排水処理施設の運転管理業務や検針業務の民間委託などを行ってきたが、本年度あらためて事務事業の総点検を実施し、さらに業務委託を推進していく。 </td> <td data-bbox="635 824 1458 999"> 事務事業の見直し・業務委託の推進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1003 632 1164"> 課 題 ③ 社会情勢の変化や事業の執行体制に応じた定員管理が必要なことから、平成17年度から5年間で10人を削減目標とした定員適正化計画を策定しているが、事務事業の見直しや業務の民間委託を推進することに伴う新たな定員適正化計画を策定する予定である。 </td> <td data-bbox="635 1003 1458 1164"> 定員の適正化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1169 632 1330"> 課 題 ④ 入札・契約制度については、透明性、競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を進めるために種々の施策を講じてきた。今後とも従来からの取組みを推進しつつ、より適切な制度を目指す。 </td> <td data-bbox="635 1169 1458 1330"> 入札・契約制度の改善 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1335 632 1509"> 課 題 ⑤ 家庭内への節水器具の普及、大口需要家の地下水への転換、地域経済の不況などによる有収水量の減少による料金収入の低迷が続いている。特に、大口需要家の地下水への転換については、本市が現在採用している通増制料金体系が要因の一つであるとも考えられることから、体系の見直しについての検討が必要であると考えている。 </td> <td data-bbox="635 1335 1458 1509"> 料金収入の確保 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1514 632 1666"> 課 題 ⑥ 職員給与については国に準拠した適正な運用を行っているところであるが、給料の独自カットや特殊勤務手当の見直しを行っており、今後、社会状況に応じ適宜見直しを行い、適正化に努めていく。 </td> <td data-bbox="635 1514 1458 1666"> 給与の適正化 </td> </tr> </table>	課 題 ① 今後30年以内に50%以上の確率で発生すると言われている南海地震対策（施設・管路の耐震化、送水幹線の二重化等）や老朽化による施設更新が必要な時期を迎えており、これらの事業の実施に多額の経費が必要とされる。限られた財源のなか、本年9月に策定した『高知市水道事業基本計画2007』（平成19～28年度）に沿って、優先順位をつけながら計画的に事業を推進していく。	南海地震対策・施設の老朽化による更新	課 題 ② 水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、適宜、事務事業の見直しを行いながら経営及び運営の効率化を図っていく必要がある。これまで、排水処理施設の運転管理業務や検針業務の民間委託などを行ってきたが、本年度あらためて事務事業の総点検を実施し、さらに業務委託を推進していく。	事務事業の見直し・業務委託の推進	課 題 ③ 社会情勢の変化や事業の執行体制に応じた定員管理が必要なことから、平成17年度から5年間で10人を削減目標とした定員適正化計画を策定しているが、事務事業の見直しや業務の民間委託を推進することに伴う新たな定員適正化計画を策定する予定である。	定員の適正化	課 題 ④ 入札・契約制度については、透明性、競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を進めるために種々の施策を講じてきた。今後とも従来からの取組みを推進しつつ、より適切な制度を目指す。	入札・契約制度の改善	課 題 ⑤ 家庭内への節水器具の普及、大口需要家の地下水への転換、地域経済の不況などによる有収水量の減少による料金収入の低迷が続いている。特に、大口需要家の地下水への転換については、本市が現在採用している通増制料金体系が要因の一つであるとも考えられることから、体系の見直しについての検討が必要であると考えている。	料金収入の確保	課 題 ⑥ 職員給与については国に準拠した適正な運用を行っているところであるが、給料の独自カットや特殊勤務手当の見直しを行っており、今後、社会状況に応じ適宜見直しを行い、適正化に努めていく。	給与の適正化
課 題 ① 今後30年以内に50%以上の確率で発生すると言われている南海地震対策（施設・管路の耐震化、送水幹線の二重化等）や老朽化による施設更新が必要な時期を迎えており、これらの事業の実施に多額の経費が必要とされる。限られた財源のなか、本年9月に策定した『高知市水道事業基本計画2007』（平成19～28年度）に沿って、優先順位をつけながら計画的に事業を推進していく。	南海地震対策・施設の老朽化による更新												
課 題 ② 水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、適宜、事務事業の見直しを行いながら経営及び運営の効率化を図っていく必要がある。これまで、排水処理施設の運転管理業務や検針業務の民間委託などを行ってきたが、本年度あらためて事務事業の総点検を実施し、さらに業務委託を推進していく。	事務事業の見直し・業務委託の推進												
課 題 ③ 社会情勢の変化や事業の執行体制に応じた定員管理が必要なことから、平成17年度から5年間で10人を削減目標とした定員適正化計画を策定しているが、事務事業の見直しや業務の民間委託を推進することに伴う新たな定員適正化計画を策定する予定である。	定員の適正化												
課 題 ④ 入札・契約制度については、透明性、競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を進めるために種々の施策を講じてきた。今後とも従来からの取組みを推進しつつ、より適切な制度を目指す。	入札・契約制度の改善												
課 題 ⑤ 家庭内への節水器具の普及、大口需要家の地下水への転換、地域経済の不況などによる有収水量の減少による料金収入の低迷が続いている。特に、大口需要家の地下水への転換については、本市が現在採用している通増制料金体系が要因の一つであるとも考えられることから、体系の見直しについての検討が必要であると考えている。	料金収入の確保												
課 題 ⑥ 職員給与については国に準拠した適正な運用を行っているところであるが、給料の独自カットや特殊勤務手当の見直しを行っており、今後、社会状況に応じ適宜見直しを行い、適正化に努めていく。	給与の適正化												
留意事項	鉛製給水管の解消												

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	103.0	107.0	107.7	110.2	112.5	105.4	107.3	104.6	107.1	110.8	
総収支比率(法適用) (%)	102.3	111.2	111.7	114.7	115.9	109.7	111.6	108.9	111.3	115.1	
経常収支比率(法適用) (%)	107.6	111.1	111.9	114.8	116.0	109.8	111.7	108.9	111.4	115.1	
営業収支比率(法適用) (%)	134.2	137.4	135.7	136.4	136.8	124.8	123.1	118.4	121.3	125.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.3	1.2	1.1	1.0	
	うち基準内繰入金 (%)	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	0.0	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	
	資本的収入分 (%)	13.2	9.1	14.8	10.8	10.0	3.8	7.9	17.1	11.8	9.3
	うち基準内繰入金 (%)	11.6	8.1	12.6	10.8	10.0	3.8	7.9	17.1	11.8	9.3
	うち基準外繰入金 (%)	1.6	1.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	「一般用」については口径別の逓増制。(用途別としては他に「浴場用」,「特別用」あり。)直近の料金改定はH14.7月(改定率7.5%)。計画期間(H19~H23)中の料金改定なしと想定。H19については, H19.8月末時点での有収水量, 供給単価実績の対前年度比により見込。H20以降はH19と同程度に推移。
2 他会計繰入金の見込み	平成19年度当初予算で計上された繰入金の項目については, 計画期間中継続されると想定。なお, 簡易水道事業の収支差補てんの繰入金については, 基準外ではあるが「簡易水道は本来一般会計で行うもの」とのスタンスにより継続するものとした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	旭浄水場更新事業(全体計画H17~H26。うちH19~23事業費約56億円。財源:起債。)針木浄水場~九反田配水所間の送水幹線二重化事業(全体計画H18~H29。うちH19~23事業費約40億円。財源:起債, 一般会計出資金。)非常用貯水槽の設置(うちH19~23事業費約5億円。財源:起債, 一般会計出資金。)鏡・土佐山地区簡易水道施設整備(H19~22事業費約5億円。財源:国庫補助金, 起債。)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還の原資となる民間資金一借入利率2.5%, 平成19年度以降の起債一借入利率2.5%で算定。公庫資金については対象となる6%以上の借入残高についてすべて平成19年度末の繰上償還を想定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 300 611 427">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="147 427 611 1161">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 531 611 675">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="197 675 611 1026">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="197 1026 611 1098">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="197 1098 611 1161">◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成14年度(職員数198人)以降4年間で10人の削減を行い、平成18年度末職員数は定員適正化計画の191人を下回る188人となっている。現定員適正化計画の目標である『21年度:182人』は達成可能の見込み。また、本年度に実施した事務事業の総点検による業務委託の推進計画に基づく新定員適正化計画を本年度中に策定する。改善額は各年度の「平均給与額×純減数」で算出。(課題③)</p> <p>(課題⑥)</p> <p>給与構造の見直し及び地域手当については、国に準拠して導入している。特殊勤務手当については廃止を含めた見直しをおこない、平成14年度から平成18年度までに121百万円の削減をした。また、平成17年度から平成19年度まで高知市として独自の給料カットをおこなっている。(平成17年度削減額:37百万円、平成18年度削減額:19百万円、平成19年度削減額:11百万円)</p> <p>技能労務職の給与については、国の行政職俸給表(二)の導入に至っていないが、導入に向けた取組として、平成15年3月に策定した高知市行政改革第1次実施計画において平成17年度からの検討項目とし、さらに平成19年度から3か年の行政改革第2次実施計画でも引き続き同様の位置づけを行ったうえで、市議会等にも公表し、検討を進めている。 行政改革第2次実施計画に基づき、本年度からは事務事業の抜本的な見直しや業務のアウトソーシング推進の取組を開始し、同時に、市議会に設置された行財政改革特別委員会に、適時、進捗状況等について報告してきた。 また、技能労務職の給与の見直しを視野に、平成24年度までに本市の職員定数を市民130人あたり1人の職員数とするため約400人を削減する「新定員適正化計画」及び、今後5年間程度の期間を目的に学校給食調理業務など技能労務職場を含む44事務事業についての「アウトソーシング推進計画」を、本年度末までに策定することとしている。 また、これに合わせ平成21年度からの導入を目指し、技能労務職員の給与の見直しと定数の削減について、職員団体との協議を行っていく。 なお、水道局での技能労務職員については平成8年度を最後に採用を中止しており、今後も採用予定なし。</p> <p>退職時特昇については平成17年1月1日で廃止をし、退職手当については国に準拠し支給している。</p> <p>地方公務員共済組合法に定められた負担割合に基づき運用している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1265 611 1377">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="147 1377 611 1473">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>浄水場等の電力に係る基本契約を見直し、動力費の削減を行った。また、これまでも、排水処理施設の運転管理業務や検針業務などの民間委託を行ってきたが、さらに施設の維持管理費等の削減のため、施設の維持管理業務の民間委託を検討中。(課題②)</p> <p>高知市は平成19年9月にアウトソーシング対象事務(案)を基本方針として公表した。その中で水道事業では、料金課業務(営業部門)、電算事務、浄水場運転管理業務を対象として検討中。平成19年度末までにアウトソーシング推進計画を策定する。(課題②)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成14年7月に平均改定率7.5%の料金改定をおこなった。現在の料金水準は同規模の他都市平均と比べて低くはない。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	予算及び決算の状況を広報紙においてそれぞれ年1回公表しているほか、「高知市水道事業基本計画2007(高知市水道ビジョン)」、「事業年報」、決算書等をホームページで公表している。 全ての事務事業について、執行結果を客観的に評価できる仕組みを検討するとともに、政策評価につなげていくための(仮称)行政評価推進方針を平成20年度に策定し、平成21年度から導入していく。
5 その他（入札・契約制度の改善）	入札・契約制度については、平成18年10月に郵便入札、公募型指名競争入札制度を導入、また、平成19年10月からは事後審査型一般競争入札制度を導入するなど、透明性・競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を図ってきたところである。今後、品質確保や優良業者育成の観点から総合評価方式の採用を検討することとしている。従来の指名競争入札と比較すると、平均落札率で△8.4%(△72百万円)の効果が現れている。(課題④)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
③ 定員の適正化	平成14年度(職員数198人)以降4年間で10人の削減を行い、平成18年度末職員数は定員適正化計画の191人を下回る188人となっている。現定員適正化計画の目標である『21年度:182人』は達成可能の見込み。また、本年度に実施した事務事業の総点検による業務委託の推進計画に基づく新定員適正化計画を本年度中に策定する。改善額は各年度の「平均給与額×純減数」で算出。
⑥ 給与の適正化	給与構造の見直し及び地域手当については、国に準拠して導入している。特殊勤務手当については廃止を含めた見直しをおこない、平成14年度から平成18年度までに121百万円の削減をした。また、平成17年度から平成19年度まで高知市として独自の給料カットをおこなっている。(平成17年度削減額:37百万円、平成18年度削減額:19百万円、平成19年度削減額:11百万円)
④ 入札・契約制度の改善	入札・契約制度については、平成18年10月に郵便入札、公募型指名競争入札制度を導入、また、平成19年10月からは事後審査型一般競争入札制度を導入するなど、透明性・競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を図ってきたところである。今後、品質確保や優良業者育成の観点から総合評価方式の採用を検討することとしている。従来の指名競争入札と比較すると、平均落札率で△8.4%(△72百万円)の効果が現れている。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	7.5%											
	改善額(料金の適正化)※1	395	521	518	506	497	2,437						
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
③⑥	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額	37	72	109	162	158	539	62	51	51	51	50	264
	その他(給料カット)												
	改善額				37	19	56	11					11
	その他(人員減)												
	改善額	26	61	76	92	106	362	51	51	51	51	50	253
	その他(手当見直し)												
	改善額	11	11	33	33	33	121						
	職員給与費(退職手当)	219	210	210	210	210		210	210	210	210	210	
③	職員数(人)	198	194	192	190	188		182	182	182	182	182	
	増減数(人)	-3	-4	-2	-2	-2	-13	-6	0	0	0	0	-6
	維持管理費等(動力費)	228	208	206	207	211		236	232	232	232	232	
	改善額(適正化)	14	34	36	35	31	150						
④	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)							72	72	72	72	72	360
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	34,224	32,892	30,952	29,221	27,862		27,779	27,659	27,431	27,295	27,861	
	増減	-1,488	-1,332	-1,940	-1,731	-1,359		-83	-120	-228	-136	566	
	計画前5年間改善額 合計						3,126						改善額 合計 624
	(参考) 補償金免除額												565

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	311	312	311	311	310	311	312	313	314	314
年間総有収水量 (千m ³)	42,184	41,574	41,434	40,605	40,073	39,212	39,212	39,212	39,212	39,212
公称施設能力 (m ³ /日)	187,604	186,104	184,665	184,564	184,564	184,564	184,564	184,564	184,564	184,564
1日最大配水量 (m ³ /日)	143,972	139,089	147,284	137,593	133,113	137,000	137,000	137,000	137,000	137,000
最大稼働率 (%)	76.7	74.7	79.8	74.6	72.1	74.2	74.2	74.2	74.2	74.2
供給単価 (円/m ³)	175.8	179.6	179.5	178.6	177.9	176.5	176.5	176.6	176.6	176.6
給水原価 (円/m ³)	172.6	169.7	168.2	163.5	159.5	168.9	165.9	170.1	166.2	160.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

高知市内の簡易水道事業については上水道事業と合わせて一つの公営企業会計でおこなっている(ソフト統合)。
簡易水道については上水道への統合(ハード統合)を順次すすめており、現在残っているのは周辺地区の5箇所(行川吉井、領家、鏡小浜、土佐山平石、土佐山弘瀬)と地下水源の豊かな2箇所(宗安寺、朝倉米田)となっている。宗安寺、朝倉米田の2箇所については上水道へのハード統合をすすめていく予定。